（少数株主持分等に係る経過措置）

第六条　連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（新銀行告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、新銀行告示第八条第一項から第三項までの規定により新銀行告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整後少数株主持分の額、新銀行告示第六条第一項第五号に掲げるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整後少数株主持分等の額及び新銀行告示第七条第一項第五号に掲げるＴｉｅｒ2資本に係る調整後少数株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（新銀行告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等をいう。以下この項において同じ。）の普通株式（新銀行告示第五条第三項に規定する普通株式をいう。）に対応する部分の額については、新銀行告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段（新銀行告示第六条第四項に規定するその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、新銀行告示第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Ｔｉｅｒ2資本調達手段（新銀行告示第七条第四項に規定するＴｉｅｒ2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、新銀行告示第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	百パーセント
平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント

2　連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（新持株告示第八条第一項第三号に規定する連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額をいう。）のうち、新持株告示第八条第一項から第三項までの規定により新持株告示第五条第一項第四号に掲げる普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整後少数株主持分の額、新持株告示第六条第一項第五号に掲げるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整後少数株主持分等の額及び新持株告示第七条第一項第五号に掲げるＴｉｅｒ2資本に係る調整後少数株主持分等の額に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額のうち、連結子法人等（新持株告示第一条第五十八号に規定する連結子法人等をいう。以下この項において同じ。）の普通株式（新持株告示第二条第一号に規定する普通株式をいう。）に対応する部分の額については、新持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段（新持株告示第六条第四項に規定するその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、新持株告示第二条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額に算入することができ、連結子法人等のその他Ｔｉｅｒ2資本調達手段（新持株告示第二条第三号に規定するＴｉｅｒ2資本調達手段をいう。）に対応する部分の額については、新持株告示第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（調整項目に係る経過措置）

第七条　新銀行告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに新銀行告示第十七条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額、新銀行告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額又は新銀行告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ2資本に係る調整項目の額に算入することができる。

2　新銀行告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額並びに新銀行告示第十七条第二項第一号から第六号まで、第十八条第二項第一号から第四号まで及び第十九条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新銀行告示第二条第一号若しくは第十四条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額、新銀行告示第二条第二号若しくは第十四条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額又は新銀行告示第二条第三号若しくは第十四条第三号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ2資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧銀行告示第二条第二号の算式における基本的項目に該当する部分の額については、新銀行告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額に算入するものとし、旧銀行告示第二条又は第十四条の算式における基本的項目、補完的項目及び控除項目に該当しない部分の額については、なお従前の例による。

3　新持株告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、附則第五条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額、同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額又は同条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額にそれぞれ算入することができる。

4　新持株告示第五条第二項第一号から第六号まで、第六条第二項第一号から第四号まで及び第七条第二項各号に掲げる額のうち、前項の規定により新持株告示第二条第一号の算式における普通株式等Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額、同条第二号の算式におけるその他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額又は同条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額に該当する部分の額については、新持株告示第二条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額に算入するものとし、旧持株告示第二条第三号の算式におけるＴｉｅｒ2資本に係る調整項目の額又は同条第二号の算式におけるＴｉｅｒ1資本に係る調整項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、当該額のうち、旧持株告示第二条の算式における基本的項目に該当する部分の額については、なお従前の例による。

（特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置）

第八条　適用日から起算して五年を経過する日までの間における新銀行告示第八条第十項第一号及び第二十条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。